「出水期（しゅっすいき）」に備えて

　6月から9月は、前線や台風などで洪水災害や土砂災害が起こりやすい時期で、一般的に「出水期」と呼ばれています。また、近年は全国的に、集中的・局地的な大雨が深刻化しており、「警戒レベル5緊急安全確保」を発令する事例も多くなってきています。

　香美市は、前線や台風により広い範囲で集中豪雨が起こりやすい地形であり、毎年、大小さまざまな土砂崩れなどの災害が発生しています。過去には、60名の尊い命が奪われた「繁藤災害（昭和47年7月）」や、市街地で多くの床上・床下浸水が発生し、1名の尊い命が奪われた「98高知豪雨（平成10年9月）」といった大災害も発生しています。そのため、過去の災害を教訓に、決して、「自分は災害に遭わない」と思い込んだり、過去の経験等を基準に安易な考えを持たないようにしてください。このような考えは、自分だけでなく、家族などの身にも危険が及ぶことにも繋がりかねません。

　避難した結果、何も起きなければ、「避難が負担だった」と思うかもしれませんが、命が繋がり「幸運だった」という考え方に切り替えることが重要です。

◀昭和47年に起きた繁藤災害

近年の香美市での出水期の状況

● 平成30年7月豪雨（前線及び台風第7号による大雨）

　前線の停滞や台風の影響により、日本付近に暖かく非常に湿った大気が流れ込み続け、西日本を中心に記録的な大雨となりました。

　この大雨により、物部川では、氾濫危険水位（洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位）を超過し、香美市内では山崩れ36件、道路崩壊24件、橋梁流失1件、護岸崩壊30件、農地等被害40件のほか、崩土、路面損傷、倒木などが多発しました。また、物部町4地区が孤立し、その中でも別府地区には自衛隊、香美市消防及び消防団による支援が行われました。

● 令和3年8月豪雨（前線による大雨）

　停滞した前線の影響で大気の状態が非常に不安定となり、局地的、断続的に雨が降り続き、記録的な大雨（降り始めの8月11日から23日までの総降水量は、繁藤で1171.0ミリ、大栃で1057.0ミリ）となりました。

　この大雨により、香美市内では土砂災害が多発し、また、19日には香北町の物部川両岸（国道195号、県道218号）が通行止めとなり、交通が麻痺し、混乱状態となりました。

「香美市ハザードマップ」を活用しましょう

　ハザードマップとは、自然災害による被害が予測される区域や避難所などの情報を、地図上にわかりやすく表示したものです。

　災害発生時には、自ら情報を収集し、とるべき行動を判断する必要があります。避難経路や避難先は、日頃からしっかりと確認しておきましょう。

　「香美市ハザードマップ」には、一般的なハザードマップだけでなく、地震・洪水・土砂災害に関する情報や、災害情報の入手方法、避難生活の方法など、災害時に役立つ情報をたくさん収録していますので、地域の訓練など、いろいろな場面でご活用ください。

▲令和4年4月に発行した「香美市ハザードマップ」

※「香美市ハザードマップ」をお持ちでない方は、防災対策課（本庁3階6番窓口）、香北支所、物部支所に常備していますので、ご自由にご利用ください。

避難行動の種類

　避難行動の種類は3つあります。「避難」とは文字どおり、「難」を「避ける」ことです。命を守るために、早めの避難行動をとりましょう。

① 立退き避難

　災害が発生したり、発生するおそれがある場合にとる避難行動の基本は安全な場所への「立退き避難」です。香美市では、避難先として「指定緊急避難場所(※)」を開設していますが、安全であれば親戚や知人の家、ホテル・旅館などを避難先とすることも可能です。

② 屋内安全確保

　土砂災害・洪水災害どちらの場合でも、上記の「立退き避難」が原則となりますが、洪水災害では、建物の上階などの高い場所に避難することで身の安全を確保できる場合があります。この場合、その場所へ避難することも可能です。この避難行動を「屋内安全確保」といいます。

③ 緊急安全確保

　避難しなかったり、避難し遅れたことにより、「立退き避難」が安全にできない可能性があります。このような場合、その場に留まるよりも安全であると思われる場所（近くの頑丈な建物など）へ直ちに移動します。この避難行動を「緊急安全確保」といいます。

※「指定緊急避難場所」と「指定避難所」

　「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は、名称は似ていますが、その役割・機能は全く異なるものです。

　香美市では「指定緊急避難場所」ではなく、「指定避難所」を開設したことをお知らせしています。これは、市内のすべての「指定避難所」が「指定緊急避難場所」を兼ねていることと、災害のおそれがある段階から「指定避難所」を開設しているためです。

→ 安全な親戚宅、知人宅、ホテル・旅館等

→ **指定緊急避難場所**
切迫した災害の危険から身の安全を確保するために避難する場所として、あらかじめ洪水、土砂災害、地震等の災害種別ごとに指定した施設・場所

→ **自宅の安全を確認**

→ 居住可能 → 自宅

→ 居住不可能 → **指定避難所**
災害発生時において立退き避難を行った居住者等を一定期間滞在させ、または居住の場所を確保することが困難な被災者を一時的に滞在させるために、あらかじめ指定した施設